

高齢者施設等看取り実態調査事業
業務委託仕様書

1 事業の目的

死亡場所として、介護医療院・介護老人保健施設、老人ホームの割合は増加傾向にあるものの、施設での看取りの実績や取組の現状について把握できていない。

このようなことを踏まえ、高齢者施設等を対象とした看取りや ACP の取組状況の調査を実施し、現状分析・実態把握を行い、人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及のための効果的な施策の展開を図る。

2 業務委託の内容

(1) 調査

県内の高齢者施設等を対象に、看取りや ACP の取組の実態を把握するための調査を実施し、集計、分析すること。

ア 調査対象

県所管の高齢者施設等（800 程度）とする。対象の施設種別については以下のとおり。

（施設種別）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特養）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症グループホーム、養護老人ホーム（特定施設）、有料老人ホーム（サ高住含む）（特定施設等）

イ 調査の主な内容及び設問数

設問については、後述する検討委員会における委員の意見を踏まえ、委託者と十分協議して決定すること。

なお、設問数は概ね 30 問程度とし、一部記述式とする。

(ア) 高齢者施設等における看取り及び ACP の取組の状況・体制

(イ) 高齢者施設等における看取り及び ACP の取組に関する課題

ウ 調査方法

調査媒体は Web、紙媒体等方法を問わない。ただし、分析するために十分なサンプル数を確保することとし、必要に応じて、回収率を上げるための方策を講じること。

なお、対象の施設名及び連絡先等については、県から情報提供する。

また、必要に応じて追加でヒアリング調査を行うこととする。

エ 調査の実施時期

令和 4 年 9 月を予定。

オ 集計及び分析

設問毎の単純集計のほか、必要に応じてクロス集計を実施すること。

調査で得られた結果や各統計に基づいて、県内高齢者施設等の看取りや ACP の取組の実態や課題など総合的に傾向分析する。

(2) 検討委員会の設置・運営

事業の進め方や調査票の設計及び分析結果について検討するために、当該分野に精通した有識者からなる検討委員会を設置すること。委員会は、調査実施前に1回以上、調査実施後に1回以上開催すること、

ア 委員の選定

委員は以下の各機関から1名以上ずつ選定するものとし、県と協議の上、決定する。

- ① 県老人福祉施設協議会
- ② 県老人保健施設協会
- ③ 県認知症グループホーム連絡協議会
- ④ 市町村（在宅医療・介護連携推進事業の委託先機関を含む）
- ⑤ 県医師会
- ⑥ 訪問看護ステーション

イ 委員会の開催

開催周知、委員への出席依頼、資料作成・配布、会場準備、進行等当日の運営を行う。リモートでの実施も可能とする。委員会の主な内容については、以下のとおりとする。

- ① 事業目的・内容の共有、調査項目・集計に関する検討
- ② 集計結果の報告、課題整理に向けた検討

ウ 委員への旅費・報償費の支払い

検討委員会に参加した委員に対し、必要に応じて旅費・報償費を支給すること。ただし、県職員に対する旅費・報償費の支給は要しない。

エ 報告

検討委員会終了毎に、出席者や内容等について県に報告すること。

(3) 報告書の作成

全ての事業終了後、履行期限までに実績報告を提出すること。

3 業務要件

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに、業務実施の方針、体制、手順（進め方）、工程及び打合せの計画等を記載した業務計画書を作成し、委託者と協議すること。

なお、当該計画書に変更が生じる場合は、その都度、委託者の承認を得ること。

(2) 打合せ

上記着手時のほか、業務実施上の区切りとなる時点（実態調査票の作成、調査結果のとりまとめ、成果品とりまとめ時等）においては、適宜打合せを行うものとする。

4 成果品

受託者は、業務内容3(1)を取りまとめた報告書を履行期限までに提出しなければならない。なお、当該業務委託に係る成果物に関する著作権、著作権及び所有権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を受けずに他に貸与、使用してはならない。

なお、成果物は県高齢者生き生き推進課に提出し、市町村及び調査に協力した高齢者施設等にも納品すること。

(1) 報告書（業務全般、関連資料等含む）

- ア 県高齢者生き生き推進課
- イ 市町村在宅医療担当課
- ウ 調査に協力した高齢者施設等

(2) 同概要版

- ア 県高齢者生き生き推進課
- イ 市町村在宅医療担当課
- ウ 調査に協力した高齢者施設等

(3) 電子媒体（CD-R等）

- ア 県高齢者生き生き推進課

※ 電子データについては、報告書内に記載された画像、表、グラフ等のデータ及び各調査の回答・集計の元データについて、提供可能な範囲で提供すること。

5 履行期限

令和5年3月31日（金）

ただし、必要に応じて業務期間中に途中経過の報告を求める。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- (2) 企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。